

# フロア入力法による共同住宅の評価シート

## 入力の解説

Ver. 02 (2020年5月)

国土交通省国土技術政策総合研究所

国立研究開発法人建築研究所

## 目次

1. 適用範囲 .....	1
2. フロア入力法による共同住宅評価シートの構成.....	1
3. 「①基本情報と建物情報の入力」シート .....	2
3.1 基本情報.....	2
3.2 建物形状.....	3
3.2.1 「建物形状 (1) 建物全体」の入力方法 .....	3
3.2.2 「建物形状 (2) 各階」の入力方法 .....	8
3.3 外皮仕様.....	11
4. 「②外皮性能の計算結果」シート .....	15
5. 「③一次エネルギー消費量の計算結果」シート .....	16
5.1 「(1) 住戸」の入力方法.....	16
5.2 「(2) 共同住宅共用部等」の入力方法 .....	17
6. 「④評価結果」シート .....	18
7. 各フロアにおける代表的な設備の決定方法.....	19
7.1 暖房設備.....	19
7.1.1 各住戸における暖房設備の決定方法 .....	19
(1) 暖房設備が設置されない場合等に評価上想定される暖房設備 .....	20
(2) 複数の暖房設備が設置される場合に評価上想定される暖房設備 .....	21
7.1.2 各フロアにおける代表的な暖房設備の決定方法 .....	22
7.1.3 各フロアにおける代表的な暖房設備の仕様等の決定方法 .....	23
(1) ダクト式セントラル空調機 .....	23
(2) ルームエアコンディショナー .....	24
(3) FF 暖房機.....	25
(4) 電気ヒーター床暖房.....	25
(5) 電気蓄熱暖房器 .....	25
(6) 温水暖房 .....	26
(7) ルームエアコンディショナー付温水床暖房 .....	26
7.2 冷房設備.....	27
7.2.1 各住戸における冷房設備の決定方法 .....	27
(1) 冷房設備が設置されない場合等に評価上想定される冷房設備 .....	27
(2) 複数の冷房設備が設置される場合に評価上想定される冷房設備 .....	27
7.2.2 各フロアにおける代表的な冷房設備の決定方法 .....	28
7.2.3 各フロアにおける代表的な冷房設備の仕様の決定方法.....	28
(1) ダクト式セントラル空調機 .....	28

(2) ルームエアコンディショナー .....	28
7.3 換気設備.....	29
7.3.1 各住戸における換気設備の決定方法 .....	29
7.3.2 各フロアにおける代表的な換気設備の決定方法 .....	29
7.4 照明設備.....	31
7.4.1 各住戸における照明設備の決定方法 .....	31
7.4.2 各フロアにおける代表的な照明設備の決定方法 .....	31
7.5 給湯設備.....	32
7.5.1 各住戸における給湯設備の決定方法 .....	32
(1) 給湯設備が設置されない場合等に評価上想定される給湯設備 .....	33
(2) 複数の給湯設備が設置される場合に評価上想定される給湯設備 .....	33
7.5.2 各フロアにおける代表的な給湯設備の決定方法 .....	34
7.5.3 各フロアにおける代表的な給湯設備の仕様等の決定方法 .....	35
(1) ガス従来型給湯機及びガス潜熱回収型給湯機 .....	35
(2) 石油従来型及び石油潜熱回収型給湯機 .....	35
(3) 電気ヒートポンプ給湯機（CO <sub>2</sub> 冷媒）（太陽熱利用給湯設備を使用しないもの） .....	35
(4) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 .....	36
(5) ガス従来型給湯温水暖房機及びガス潜熱回収型給湯温水暖房機 .....	36
(6) 石油従来型給湯温水暖房機 .....	37
(7) 石油潜熱回収型給湯温水暖房機 .....	37
(8) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 .....	37
(9) その他 .....	39
7.6 コージェネレーション設備 .....	40
7.7 太陽光発電設備 .....	40
7.8 太陽熱利用設備 .....	40
7.9 その他 .....	40

## 1. 適用範囲

共同住宅のフロア入力法は、実際の住棟の形状等にかかわらず、片廊下型の板状・長方形平面の建物形状を仮定して、住棟単位外皮平均熱貫流率(住棟単位 $U_A$ 値)、住棟単位平均日射熱取得率(住棟単位 $\eta_A$ 値)、住棟単位の $BEI$ を計算するものである。

ただし、次の共同住宅に対しては本計算方法を適用することができない。

- 混構造の共同住宅（例：鉄筋コンクリート造と鉄骨造による共同住宅）
- 2層以上で構成される住戸（スキップフロア、メゾネット等）を有する共同住宅
- 地下に住戸を有する共同住宅

## 2. フロア入力法による共同住宅評価シートの構成

フロア入力法による共同住宅評価シートは4種類のシートで構成されている（表2.1）。

表2.1 評価シートの構成

シートの名称	シートの内容
①基本情報と建物情報の入力	<p>以下の入力をを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本情報</li> <li>● 建物形状 (1) 建物全体、(2) 各階</li> <li>● 外皮仕様</li> </ul>
②外皮性能の計算結果	<p>各階における住戸位置毎の仮想住戸の一次エネルギー計算に必要な以下の情報を表示している（シート①の入力が必須）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外皮性能（外皮平均熱貫流率、暖房期平均日射熱取得率、冷房期平均日射熱取得率）</li> <li>● 外皮面積の合計</li> <li>● 床面積（主たる居室、その他の居室、合計）</li> </ul>
③一次エネルギー消費量の計算結果	<p>「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」「同プログラム（非住宅版）」で計算した一次エネルギー消費量（設計及び基準）を転記する。</p>
④評価結果	<p>評価結果として以下の情報と基準判定結果を表示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住棟単位外皮性能（住棟単位<math>U_A</math>、住棟単位冷房期平均日射熱取得率<math>\eta_{AC}</math>）</li> <li>● 住棟単位の<math>BEI</math>（住戸部分のみ、共用部等を含む）</li> </ul>

### 3. 「①基本情報と建物情報の入力」シート

#### 3.1 基本情報

基本情報の入力内容を図 3.1 に示す。各項目の入力方法は以下のとおり。

##### 1.1 基本情報

① シート作成日	(文字入力)	
② 入力責任者	(文字入力)	
③ 建物名称	(文字入力)	
④ 建物所在地	(文字入力)	
⑤ 地域の区分	(選択入力)	
⑥ 延べ面積	(数値入力) [m <sup>2</sup> ]	

図 3.1 基本情報の入力内容

##### ① シート作成日

シートの作成日を入力する。当該建物の評価結果には影響しない。

##### ② 入力責任者

入力責任者を入力する。当該建物の評価結果には影響しない。

##### ③ 建物名称

建物名称を入力する。当該建物の評価結果には影響しない。

##### ④ 建物所在地

建物所在地を入力する。当該建物の評価結果には影響しない。

##### ⑤ 地域の区分

地域の区分（1～8 地域）を選択する。評価に必須の項目である。

##### ⑥ 延べ面積

延べ面積を入力する。当該建物の評価結果には影響しない。

## 3.2 建物形状

### 3.2.1 「建物形状 (1) 建物全体」の入力方法

「建物形状 (1) 建物全体」の入力内容を図 3.2 に示す。各項目の入力方法は以下のとおり。

#### 1.2 建物形状

##### (1) 建物全体

① 建物の構造	(選択入力)	
② 建物全体の高さ	(数値入力)	[m]
③ 建物の階数	(数値入力)	[階]
④ 共用廊下の種別	(選択入力)	
⑤ 主たる居室の窓の方位	(選択入力)	

図 3.2 「建物形状 (1) 建物全体」の入力内容

##### ① 建物の構造

建物の構造は、次から選択して入力する。

- 鉄筋コンクリート造
- 鉄骨造
- 木造（直交集成板（CLT）工法以外）
- 木造（CLT 工法）

##### ② 建物全体の高さ

建物の上端から下端までの鉛直長さ。建物の場所によって上端、下端の位置が異なる場合は、鉛直長さが最も大きくなる組合せによって求まる鉛直長さとする。

上端、下端は次による。

##### 1) 上端

塔屋等（階段室や昇降機塔など建築基準法において高さに算入しない部分）を除いた建物の上端とする（図 3.3）。

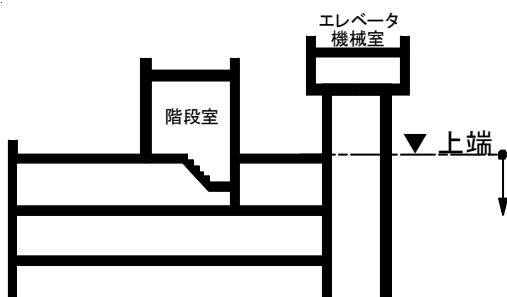


図 3.3 塔屋等を除外する例

切妻、片流れなどの勾配屋根の場合（図 3.4）や、陸屋根と勾配屋根（斜壁）が混在する場合（図 3.5）は、最も高い位置を上端とする。

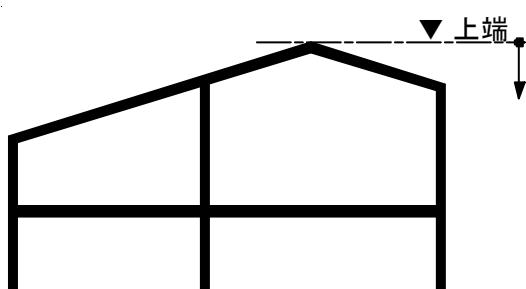


図 3.4 切妻屋根の例

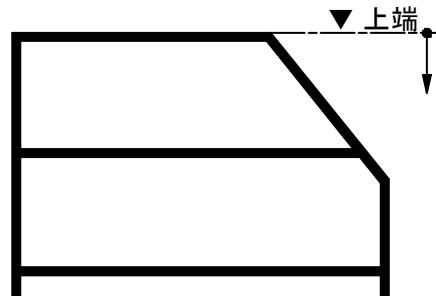
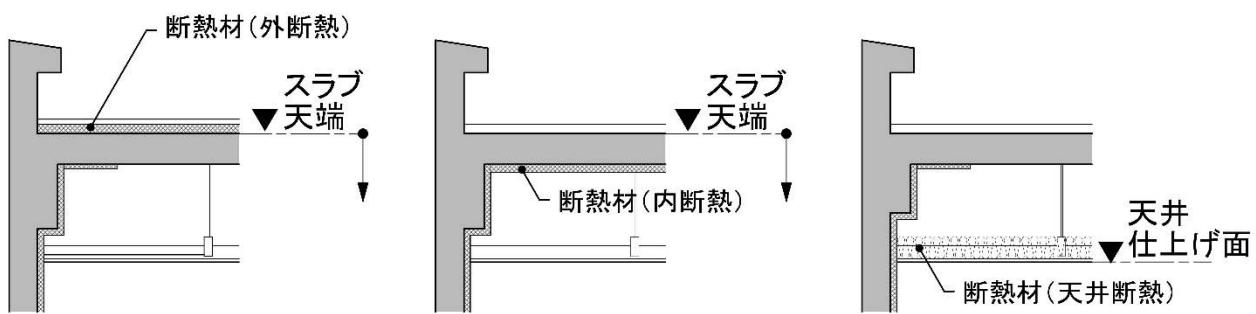


図 3.5 陸屋根と勾配屋根（斜壁）が混在した例

上端の基点は、建物の構造等に応じて表 3.1 とする。

表 3.1 上端の基点

建物の構造	断熱材の施工位置等	基点	備考
鉄筋コンクリート造 及び木造（CLT 工法）	屋根断熱	屋根スラブ天端	図 3.6
	天井断熱	天井仕上げ面	
鉄骨造	屋根断熱（屋根スラブがある場合）	屋根スラブ天端	図 3.7
	屋根断熱（屋根スラブがない場合）	鉄骨梁天端	
	天井断熱	天井仕上げ面	
木造（CLT 工法を除く）	屋根断熱	棟木天端	図 3.8
	天井断熱	天井仕上げ面	

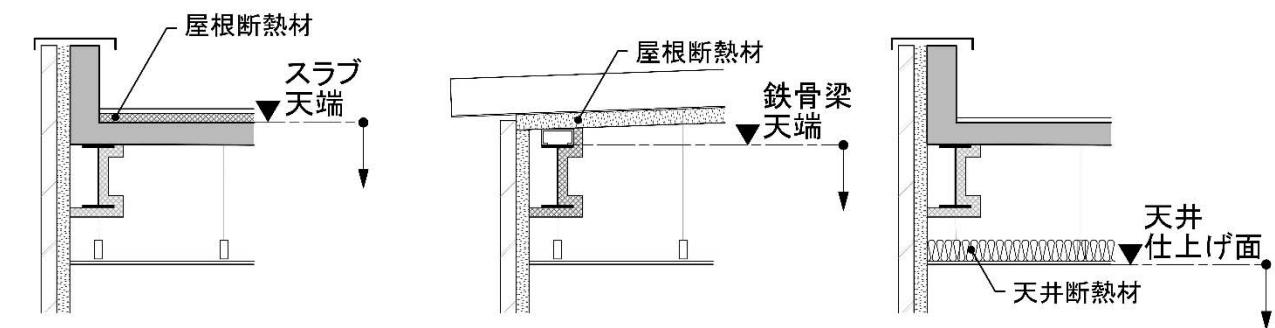


【屋根 外断熱の場合】

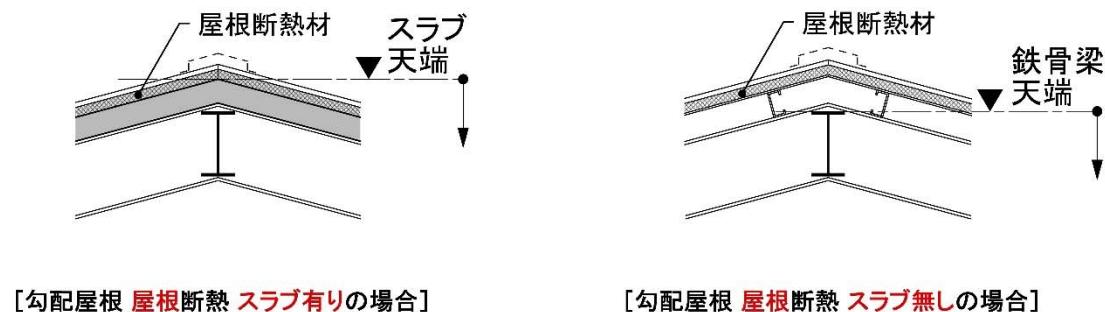
【屋根 内断熱の場合】

【天井断熱の場合】

図 3.6 鉄筋コンクリート造及び木造（CLT 工法）における上端の基点



[陸屋根 屋根断熱 スラブ有りの場合] [陸屋根 屋根断熱 スラブ無しの場合] [陸屋根 天井断熱の場合]



[勾配屋根 屋根断熱 スラブ有りの場合] [勾配屋根 屋根断熱 スラブ無しの場合]

図 3.7 鉄骨造における上端の基点

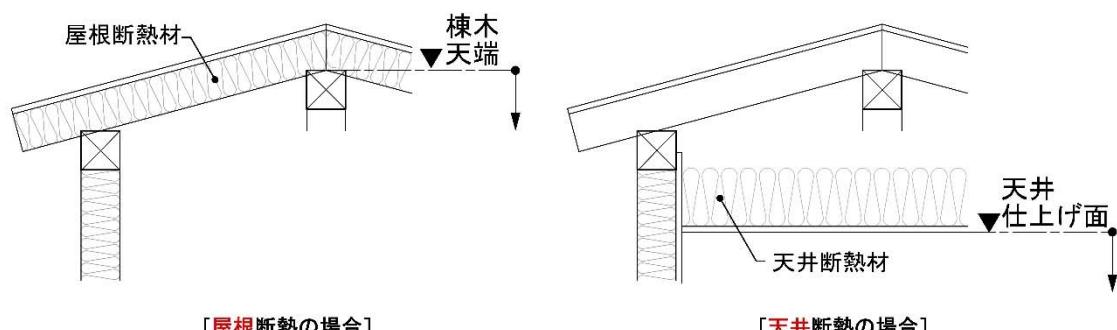


図 3.8 木造（CLT工法を除く）における上端の基点

## 2) 下端

下端の基点は図 3.9 のとおりとする。床スラブ、土間コンの場合は天端とする。床組みをして下部が床下換気のある床下空間の場合は、床下地材の上面を基点とする。

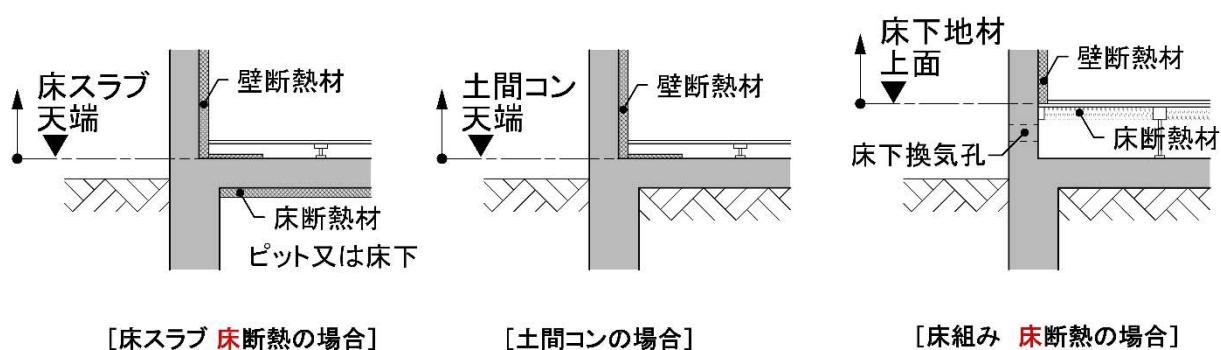


図 3.9 下端の基点

## ③ 建物の階数

建築基準法における階数とする。なお、住戸の存在しない階（例えばフロア全体が駐車場やピロティ、エントランスホール等の場合）も階数に含む（図 3.10）。

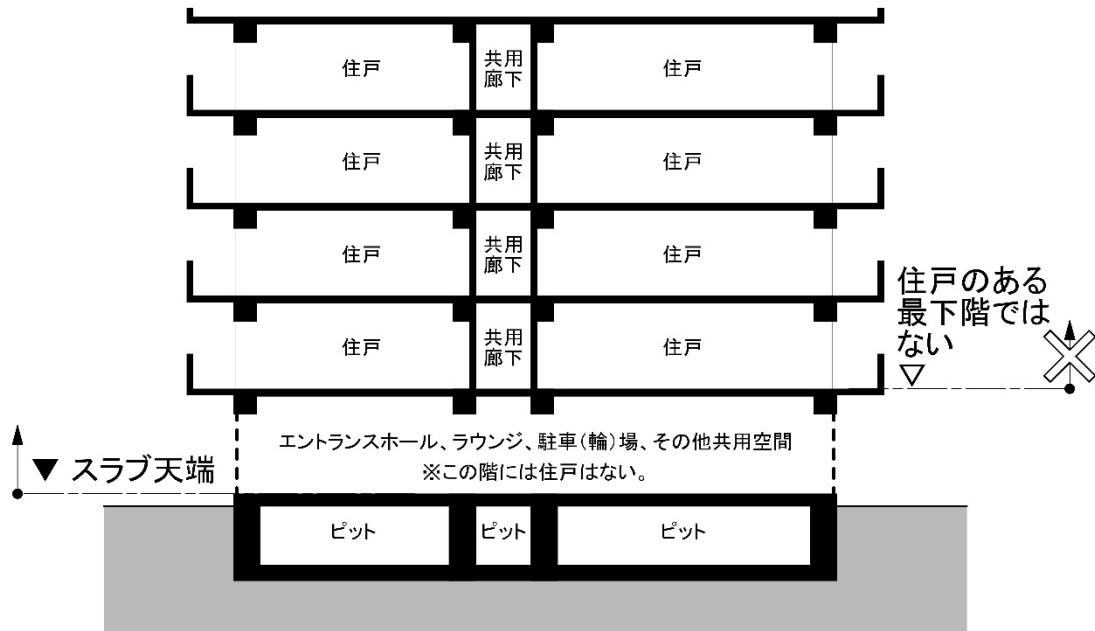


図 3.10 1 階部分に住戸がない場合の例

#### ④ 共用廊下の種別

共用廊下の種別は、次から選択して入力する。その際、当該共同住宅内に複数の共用廊下の種別がある場合は、「外廊下」「空調していない中廊下」「空調している中廊下」の順に定めることとする。例えば、「空調している中廊下」と「外廊下」が存在する場合は、すべて「外廊下」として計算を行う。

- 外廊下
- 空調していない中廊下
- 空調している中廊下

#### ⑤ 主たる居室の窓の方位

主たる居室の窓の方位は「北」「北東」「東」「南東」「南」「南西」「西」「北西」の8方位のいずれかとする（表3.2）。主たる居室の窓の方位が複数ある場合は、全ての住戸の主たる居室における窓の方位別の面積の合計を比較し、面積が最も大きい方位とする。

表3.2 主たる居室の窓の方位

方位	適用（角度は右まわりを正とする）
北	「北」から $\pm 22.5^{\circ}$ 以内の範囲
北東	「北東」から $-22.5^{\circ}$ 以上、 $22.5^{\circ}$ 未満の範囲
東	「東」から $-22.5^{\circ}$ 以上、 $22.5^{\circ}$ 未満の範囲
南東	「南東」から $-22.5^{\circ}$ 以上、 $22.5^{\circ}$ 未満の範囲
南	「南」から $\pm 22.5^{\circ}$ 未満の範囲
南西	「南西」から $-22.5^{\circ}$ 以上、 $22.5^{\circ}$ 未満の範囲
西	「西」から $-22.5^{\circ}$ 以上、 $22.5^{\circ}$ 未満の範囲
北西	「北西」から $-22.5^{\circ}$ 以上、 $22.5^{\circ}$ 未満の範囲

### 3.2.2 「建物形状（2）各階」の入力方法

「建物形状（2）各階」の入力内容を図3.11に示す。ここでは階ごとに当該階について入力を行う（最大30階まで）。各項目の入力方法は以下のとおり。

#### （2）各階

階	⑥ 住戸部分の床面積の合計 (数値入力) [m <sup>2</sup> ]	⑦ 住戸部分の外周長 (数値入力) [m]	⑧ 住戸部分の窓面積の合計 (数値入力) [m <sup>2</sup> ]	⑨ 住戸部分の外気に接する床の面積の合計 (最下階を除く) (数値入力) [m <sup>2</sup> ]	⑩ 住戸部分の屋根の面積の合計 (最上階を除く) (数値入力) [m <sup>2</sup> ]	⑪ 住戸数 (数値入力) [戸]	⑫ その他の居室の有無 (選択入力)
1階							
2階							
(省略)							
29階							
30階							

図3.11 「建物形状（1）建物全体」の入力内容

#### ⑥ 住戸部分の床面積の合計

各階において、その階にある住戸ごとの床面積を合計した値。

各住戸の床面積は、壁心で長さを測り算出することを基本とする（図3.12）。ただし、各行政庁等における建築基準法上の床面積の取扱いに従って算出しても良い。

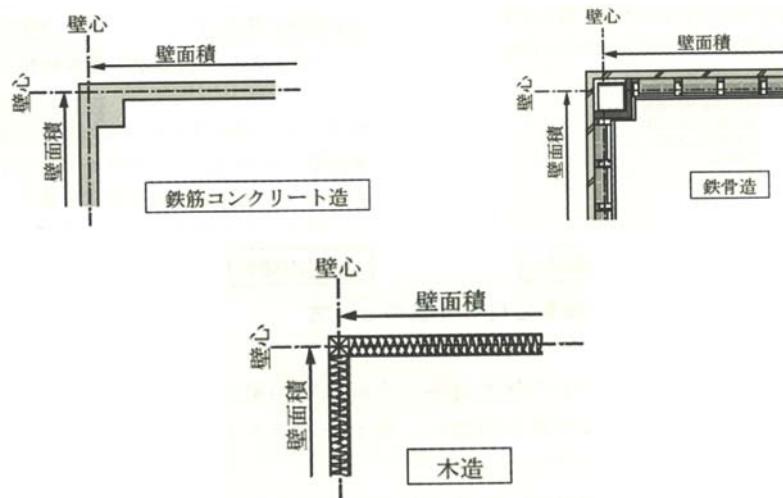


図3.12 床面積の算出における長さの測り方

## ⑦ 住戸部分の外周長

住戸部分の外気や共用部及び非住宅部分に接する長さの合計値（図 3.13 赤線部分）を入力する。

長さは壁心で測ることとし、傾斜壁がある場合は床レベルの長さを対象とする。また、外壁面からの突出が 500mm 未満、かつ、下端の床面からの高さが 300mm 以上である腰出窓部分（部分的な外壁等の凹凸を含む）については、突出がないものとみなしても良い。

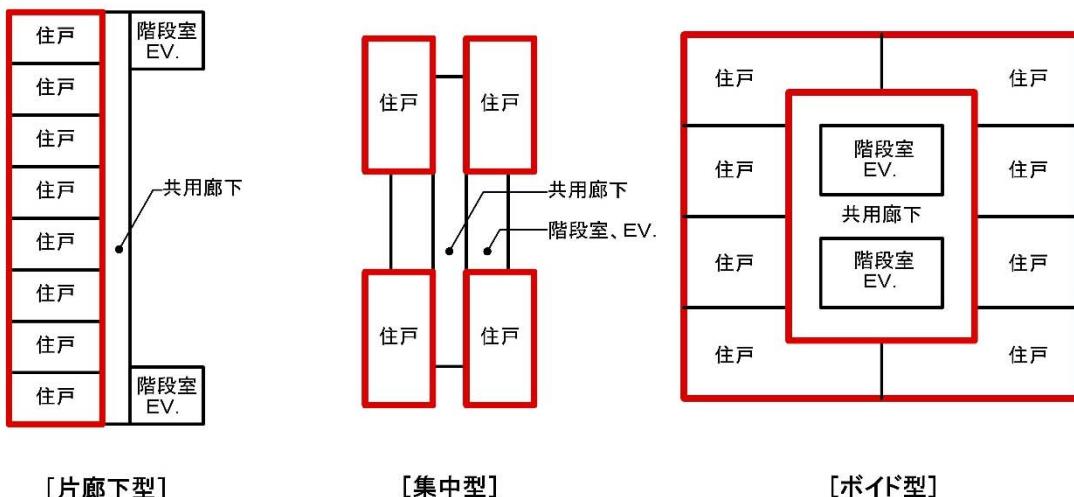


図 3.13 各階における住戸部分の外周長

## ⑧ 住戸部分の窓面積の合計

当該階にある各住戸の窓面積の合計値を入力する。ただし、窓面積には玄関ドアの面積は含めない。

## ⑨ 住戸部分の外気に接する床の面積の合計（最下階を除く）

最下階（1 階）を除き、当該階にある各住戸の外気に接する床の面積の合計値を入力する。

例えば、1 階に住戸がなく、2 階から住戸が始まり、2 階に外気に接する床がある場合は、その床面積の合計を入力する。

なお、最下階（当該住棟の 1 階）にある外気に接する床については入力しない。また、共用部等の外気に開放されていない空間と接する床は対象外とする。

## ⑩ 住戸部分の屋根の面積の合計（最上階を除く）

最上階を除き、当該階にある各住戸の屋根面積の合計値を入力する。

例えば、7 階建ての建物で 7 階には住戸がなく、6 階以下の住戸部分に屋根がある場合は、屋根がある階ごとにその屋根面積の合計を入力する。

なお、最上階については入力しない。

**⑪ 住戸数**

当該階にある住戸の数を入力する。当該階に住戸が1つもない場合は「0」を入力する。

**⑫ その他の居室の有無**

当該階にある住戸について、その他の居室の有無を選択する。当該階にその他の居室が有る住戸とその他の居室が無い住戸が混在している場合は「無し」を選択する。

### 3.3 外皮仕様

外皮仕様の入力内容を図 3.14 に示す。各項目の入力方法は以下のとおり。

#### 1.3 外皮仕様

①	外壁の熱貫流率	(数値入力)	[W/(m <sup>2</sup> K)]	
②	屋根又は天井の熱貫流率	(数値入力)	[W/(m <sup>2</sup> K)]	
③	最下階における床の熱貫流率	(数値入力)	[W/(m <sup>2</sup> K)]	
④	外気に接する床の熱貫流率	(数値入力)	[W/(m <sup>2</sup> K)]	
⑤	界壁の熱貫流率	(数値入力)	[W/(m <sup>2</sup> K)]	
⑥	下階側界床の熱貫流率	(数値入力)	[W/(m <sup>2</sup> K)]	
⑦	窓の熱貫流率	(数値入力)	[W/(m <sup>2</sup> K)]	
⑧	窓の日射熱取得率（暖房期）	(数値入力)		
⑨	窓の日射熱取得率（冷房期）	(数値入力)		
⑩	外壁の断熱位置（RC造のみ）	(選択入力)		
⑪	屋根又は天井の断熱位置（RC造のみ）	(選択入力)		
⑫	最下階床の断熱位置（RC造のみ）	(選択入力)		
⑬	外気に接する床の断熱位置（RC造のみ）	(選択入力)		
⑭	界壁の断熱補強の有無（RC造のみ）	(選択入力)		
⑮	界床の断熱補強の有無（RC造のみ）	(選択入力)		

図 3.14 外皮仕様の入力内容

#### ① 外壁の熱貫流率

「住宅のエネルギー消費性能の算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率」に従う。外壁の仕様が複数ある場合は熱貫流率が最も大きい値とする。なお、共用部等の外気に開放されていない空間に接する壁は対象外とする。

#### ② 屋根又は天井の熱貫流率

「住宅のエネルギー消費性能の算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率」に従う。屋根又は天井の仕様が複数ある場合は熱貫流率が最も大きい値とする。なお、共用部等の外気に開放されていない空間に接する天井は対象外とする。

#### ③ 最下階における床の熱貫流率

「住宅のエネルギー消費性能の算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率」に従う。床の仕様が複数ある場合は熱貫流率が最も大きい値とする。なお、玄関等における土間及びユニットバスを設置する部分の床は対象外とする。

#### ④ 外気に接する床の熱貫流率

「住宅のエネルギー消費性能の算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率」に従う。外気に接する床の仕様が複数ある場合は熱貫流率が最も大きい値とする。なお、共用部等

の外気に開放されていない空間に接する床は対象外とする。

#### ⑤ 界壁の熱貫流率

「住宅のエネルギー消費性能の算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 热貫流率及び線熱貫流率」に従う。界壁の仕様が複数ある場合は熱貫流率が最も大きい値とする。

#### ⑥ 下階側界床の熱貫流率

「住宅のエネルギー消費性能の算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 热貫流率及び線熱貫流率」に従う。下階側界床の仕様が複数ある場合は熱貫流率が最も大きい値とする。なお、玄関等における土間及びユニットバスを設置する部分の床は対象外とする。

#### ⑦ 窓の熱貫流率

「住宅のエネルギー消費性能の算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 热貫流率及び線熱貫流率」に従う。窓の仕様が複数ある場合は、それぞれの窓の熱貫流率を比較し、最も大きい値とする。ただし、それぞれの住戸において、住戸の床面積の2%以下の窓は対象から除くことができる。

#### ⑧ 窓の日射熱取得率（暖房期）

「住宅のエネルギー消費性能の算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第四節 日射熱取得率」の「6.2 垂直面日射熱取得率」に従う。窓の仕様が複数ある場合は、それぞれの窓の垂直面日射取得率を比較し、最も小さい値とする。ただし、それぞれの住戸において、住戸の床面積の4%以下の窓は対象から除くことができる。

#### ⑨ 窓の日射熱取得率（冷房期）

「住宅のエネルギー消費性能の算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第四節 日射熱取得率」の「6.2 垂直面日射熱取得率」に従う。窓の仕様が複数ある場合は、それぞれの窓の垂直面日射取得率を比較し、最も大きい値とする。ただし、それぞれの住戸において、住戸の床面積の4%以下の窓は対象から除くことができる。

## ⑩ 外壁の断熱位置（RC 造のみ）

評価対象建物が鉄筋コンクリート造の場合、表 3.3 に従って「無断熱」「内断熱」「外断熱」「外内両面断熱」を選択する。

表 3.3 鉄筋コンクリート造における「外壁」「屋根・天井」「最下階床」「外気床」の断熱位置

断熱位置	適用
無断熱	断熱材を施工しない場合
内断熱	スラブの室内側に断熱材を施工する場合
外断熱	スラブの室外側に断熱材を施工する場合
外内両面断熱	スラブの室内側及び室外側の両面に断熱材を施工する場合
断熱位置が複数ある場合は、「無断熱」「内断熱」「外断熱」「外内両面断熱」を優先順位とし、優先順位の高い断熱位置を選択する。	

## ⑪ 屋根又は天井の断熱位置（RC 造のみ）

評価対象建物が鉄筋コンクリート造の場合、表 3.3 に従って「無断熱」「内断熱」「外断熱」「外内両面断熱」を選択する。

## ⑫ 最下階床の断熱位置（RC 造のみ）

評価対象建物が鉄筋コンクリート造の場合、表 3.3 に従って「無断熱」「内断熱」「外断熱」「外内両面断熱」を選択する。なお、最下階（1 階）に住戸が無い場合は「該当部位なし」を選択する。

## ⑬ 外気床の断熱位置（RC 造のみ）

評価対象建物が鉄筋コンクリート造の場合、表 3.3 に従って「無断熱」「内断熱」「外断熱」「外内両面断熱」を選択する。なお、当該建物に外気に接する床（最下階（1 階）を除く）が無い場合は「該当部位なし」を選択する。

**⑭ 界壁の断熱補強の有無（RC 造のみ）**

界壁の断熱補強の有無を入力する。断熱補強の「有り」とは表 3.4 に定める仕様以上の断熱補強を行っている場合をいう。

表 3.4 断熱補強の仕様

熱橋部の形状	断熱補強の部位・仕様		地域の区分			
			1、2	3	4	5~8
熱橋部の梁、柱が室 内側に突出している 場合	床面	断熱補強の範囲 (mm)	500	200	150	125
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (W/(m <sup>2</sup> K))	0.4	0.1	0.1	0.1
	壁面	断熱補強の範囲 (mm)	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (W/(m <sup>2</sup> K))	0.1			
熱橋部の梁、柱が室 外側に突出している 場合	床面	断熱補強の範囲 (mm)	200	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (W/(m <sup>2</sup> K))	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲 (mm)	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (W/(m <sup>2</sup> K))	0.2	0.1	0.1	
熱橋部の梁、柱が室 内側、室外側いずれ にも突出していない 場合	床面	断熱補強の範囲 (mm)	200	100	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (W/(m <sup>2</sup> K))	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲 (mm)	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (W/(m <sup>2</sup> K))	0.2	0.1	0.1	

**⑮ 界床の断熱補強の有無（RC 造のみ）**

界床の断熱補強の有無を入力する。断熱補強の「有り」とは表 3.4 に定める仕様以上の断熱補強を行っている場合をいう。

#### 4. 「②外皮性能の計算結果」シート

「②外皮性能の計算結果」のシートには、各階における各住戸（仮想住戸）の外皮性能と床面積の情報が表示されている（図 4.1）。この情報をもとに各仮想住戸の一次エネルギー消費量を「エネルギー消費性能の計算プログラム（住宅）」で計算する。

各階における仮想住戸は、住戸位置ごとに以下の 3 種類ある。ただし、当該階の住戸数が 1 戸の場合は主方位+90° 側の妻側の仮想住戸のみがあるものとし、当該階の住戸数が 2 戸の場合は、妻側の仮想住戸（主方位+90° 側及び主方位+270° 側）があるものとする。

- 主方位+90° 側の妻側の住戸（妻住戸（主方位+90° 側））
- 主方位+270° 側の妻側の住戸（妻住戸（主方位+270° 側））
- 中住戸

外皮性能と床面積の情報は図 4.1 のとおり。なお、同じ階にある各住戸の「④ 外皮面積の合計」及び「⑤ 床面積 主たる居室」、「⑥ 床面積 その他の居室」、「⑦ 床面積 合計」は同じ値となる。

階	住戸	① 外皮平均 熱貫流率 $U_A$ [W/(m <sup>2</sup> K)]	② 暖房期平均 日射熱取得率 $\eta_{AH}$	③ 冷房期平均 日射熱取得率 $\eta_{AC}$	④ 外皮面積 の合計 [m <sup>2</sup> ]	⑤ 床面積 主たる居室 [m <sup>2</sup> ]	⑥ 床面積 その他の居室 [m <sup>2</sup> ]	⑦ 床面積 合計 [m <sup>2</sup> ]
1 階	妻住戸(主方位+90側)	-	-	-	-	-	-	-
	妻住戸(主方位+270側)	-	-	-	-	-	-	-
	中住戸	-	-	-	-	-	-	-
2 階	妻住戸(主方位+90側)	-	-	-	-	-	-	-
	妻住戸(主方位+270側)	-	-	-	-	-	-	-
(省略)								
29 階	妻住戸（西側）	-	-	-	-	-	-	-
	妻住戸（東側）	-	-	-	-	-	-	-
	中住戸	-	-	-	-	-	-	-
30 階	妻住戸（西側）	-	-	-	-	-	-	-
	妻住戸（東側）	-	-	-	-	-	-	-
	中住戸	-	-	-	-	-	-	-

図 4.1 「②外皮性能の計算結果」のシート

一次エネルギー消費量を「エネルギー消費性能の計算プログラム（住宅）」で計算する際、同じ階（同一フロア）にある各住戸の設備機器の種類・仕様は全く同じもの（本書では、代表的な設備機器の種類・仕様という。）を入力する。代表的な設備機器の種類・仕様の決定方法は、「7. 各フロアにおける代表的な設備機器の種類・仕様の決定方法」に示している。

## 5. 「③一次エネルギー消費量の計算結果」シート

「③一次エネルギー消費量の計算結果」のシート（図 5.1）には、「(1) 住戸」及び「(2) 共同住宅共用部等」について、別途ウェブプログラムで計算した以下の一次エネルギー消費量を入力（転記）する。なお、「その他の設備」の設計一次エネルギー消費量と基準一次エネルギー消費量は同じであるため、設計値を転記すると基準値にも自動的に同じ値が表示される。

- ① 設計一次エネルギー消費量
  - 設計一次エネルギー消費量の合計
  - 「その他の設備」の設計一次エネルギー消費量
- ② 基準一次エネルギー消費量
  - 基準一次エネルギー消費量の合計

(1) 住戸

階	住戸	① 設計一次エネルギー消費量		② 基準一次エネルギー消費量	
		合計 [MJ/年]	その他の設備 [MJ/年]	合計 [MJ/年]	その他の設備 [MJ/年]
1 階	妻住戸(主方位+90側)				
	妻住戸(主方位+270側)				
	中住戸				
2 階	妻住戸(主方位+90側)				
	妻住戸(主方位+270側)				
	中住戸				
3 階	妻住戸(主方位+90側)				
(省略)					
	中住戸				
30 階	妻住戸（西側）				
	妻住戸（東側）				
	中住戸				

(2) 共同住宅共用部

	① 設計一次エネルギー消費量		② 基準一次エネルギー消費量	
	合計 [GJ/年]	その他の設備 [GJ/年]	合計 [GJ/年]	その他の設備 [GJ/年]

図 5.1 「③一次エネルギー消費量の計算結果」のシート

### 5.1 「(1) 住戸」の入力方法

「(1) 住戸」の各欄には、「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」による各住戸の一次エネルギー消費量の計算結果（図 5.2）を転記する。転記する際の一次エネルギー消費量の単位は[MJ/年]であり、「(2) 共同住宅共用部等」とは単位が異なるので注意が必要である。

### 1. 住宅／住戸(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等

(1)住宅／住戸(タイプ)の名称(建て方)	○○○○邸(戸建住宅)			
(2)床面積	主たる居室 29.81 m <sup>2</sup>	その他の居室 51.34 m <sup>2</sup>	非居室 38.93 m <sup>2</sup>	計 120.08 m <sup>2</sup>
(3)地域の区分/年間の日射地域区分	6地域			
(4)一次エネルギー消費量(1戸当り)			設計一次エネルギー[MJ]	基準一次エネルギー[MJ]
	暖房設備	12896	13383	
	冷房設備	5711	5634	
	換気設備	4583	4542	
	給湯設備	19196	25091	
	照明設備	10855	10763	
	その他の設備	21241	21241	
	発電設備の発電量のうち自家消費分 <sup>*1</sup>	--	--	
	コーチェネレーション設備の売電量に係る控除量 <sup>*2</sup>	--	--	
	合計	74482	80653	
(5)判定	一次エネルギー消費量[GJ/(戸・年)]	74.5	80.7	
	結果	達成		
(6)BEI	一次エネルギー消費量(その他除く)[GJ/(戸・年)]	53.3	59.5	
	BEI	0.90		

図 5.2 エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)の計算結果の例

### 5.2 「(2) 共同住宅共用部等」の入力方法

「(2) 共同住宅共用部等」には「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)」による共同住宅共用部及び非住宅部分における一次エネルギー消費量の計算結果(図 5.3)を転記する。転記する際の一次エネルギー消費量の単位は[GJ/年]であり、「(1) 住戸」とは単位が異なるので注意が必要である。

#### 3. PAL\*・一次エネルギー消費量計算結果

	設計値	基準値
PAL*	-	-
	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量
内訳		
空調設備	7,281.64 GJ/年 (702.98 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)	8,804.51 GJ/年 (850.00 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)
換気設備	611.35 GJ/年 (59.02 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)	695.14 GJ/年 (67.11 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)
照明設備	3,431.88 GJ/年 (331.32 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)	4,206.57 GJ/年 (406.11 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)
給湯設備	273.64 GJ/年 (26.42 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)	138.80 GJ/年 (13.40 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)
昇降機	341.34 GJ/年 (32.95 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)	170.67 GJ/年 (16.48 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)
効率化設備	0.00 GJ/年 (0.00 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)	
その他	3,677.42 GJ/年 (355.02 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)	3,677.42 GJ/年 (355.02 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)
合計	15,617.3 GJ/年 (1,507.71 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)	17,693.2 GJ/年 (1,708.12 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)
合計(その他抜き)	11,939.9 GJ/年 (1,152.69 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)	14,015.7 GJ/年 (1,353.09 MJ/延床m <sup>2</sup> 年)

図 5.3 エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)の計算結果の例

## 6. 「④評価結果」シート

「④評価結果」にはフロア入力法による共同住宅の評価結果（図 6.1）が表示される。

項目	設計値	基準値	基準判定
住棟単位U <sub>A</sub> 値 [W/(m <sup>2</sup> K)]	-	-	-
住棟単位η <sub>AC</sub> 値	-	-	-
住棟単位のBEI（住戸部分のみ）	-		-
住棟単位のBEI（共用部等を含む）	-		-

図 6.1 評価結果

## 7. 各フロアにおける代表的な設備の決定方法

各フロアにおける代表的な設備機器の決定手順は、先ず、各住戸（単位住戸）における暖房設備・冷房設備・換気設備・給湯設備・照明設備を決定する。このとき、設備が設置されない場合は、後述する評価上想定される設備を当該住戸の設備とする。この作業が必要な理由は、各フロアにおける代表的な設備を決定する際に、各住戸の設備が必要になるためである。

次に、同一フロア内の各住戸の設備をもとに各フロアにおける代表的な設備を決定する。

以下に設備ごとの各フロアにおける代表的な設備の決定方法を示す。

### 7.1 暖房設備

#### 7.1.1 各住戸における暖房設備の決定方法

各住戸（単位住戸）における暖房設備の決定方法の概要を図 7.1 に示す。先ず、当該住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」それぞれについて、暖房設備が設置されているかを確認し、暖房設備が設置されていない場合、又は、表 7.1 に掲げる暖房設備以外を設置する場合は、7.1.1 (1) を参照し、評価上想定される暖房設備を当該住戸における暖房設備とする。

「主たる居室」及び「その他の居室」それぞれについて、暖房設備が設置されている場合は、居室ごとに設置される暖房設備が 1 種類のみか複数あるかを確認し、複数設置される場合は、7.1.1 (2) を参照し、評価上想定される暖房設備を当該住戸における暖房設備とする。

「主たる居室」及び「その他の居室」それぞれについて、設置される暖房設備が 1 種類のみの場合は、当該暖房設備を当該住戸における暖房設備とする。ただし、コーチェネレーション設備が該当する場合は、同じフロアにある全ての住戸に同一種類かつ同一仕様のコーチェネレーション設備が設置されなければ、暖房設備が設置されていないものとして当該住戸における暖房設備を決定する（7.1.1 (1) を参照）。

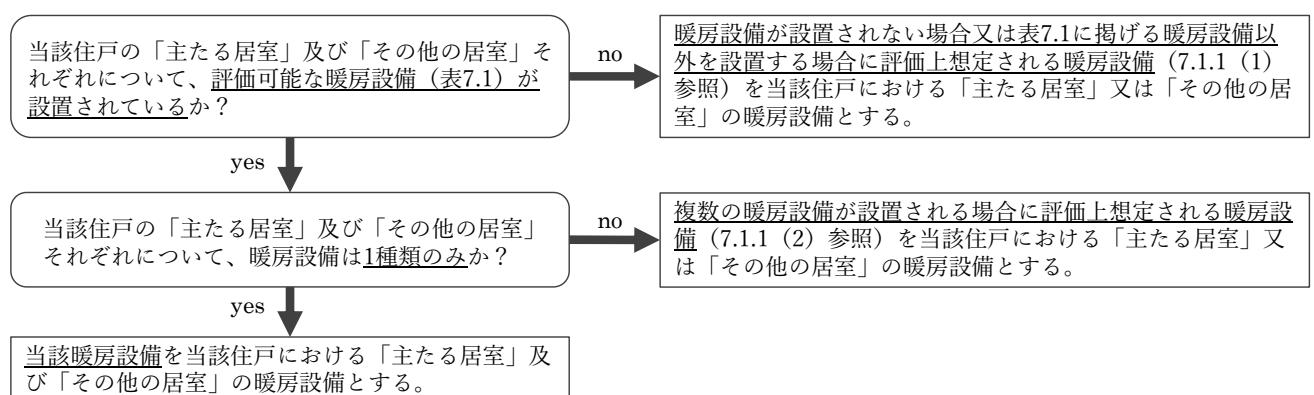


図 7.1 各住戸における暖房設備の決定方法の概要

表 7.1 評価可能な暖房設備

評価可能な暖房設備	評価可能な暖房設備
ダクト式セントラル空調機	温水床暖房
電気蓄熱暖房器	FF 暖房機
電気ヒーター床暖房	パネルラジエーター
ファンコンベクター	ルームエアコンディショナー
ルームエアコンディショナー付温水床暖房	

### (1) 暖房設備が設置されない場合等に評価上想定される暖房設備

「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、暖房設備を設置しない場合又は表 7.1 に掲げる暖房設備以外を設置する場合は、地域の区分に応じて表 7.2 に示す評価上想定される暖房設備が設置されるものとする。

表 7.2 暖房設備を設置しない場合又は表 7.1 以外の暖房設備を設置する場合に評価上想定される暖房設備

地域の区分	評価上想定される暖房設備	
	主たる居室	その他の居室
1	パネルラジエーター*1	パネルラジエーター*1
2	パネルラジエーター*1	パネルラジエーター*1
3	FF 暖房機*2	FF 暖房機*2
4	FF 暖房機*2	FF 暖房機*2
5	ルームエアコンディショナー*3	ルームエアコンディショナー*3
6	ルームエアコンディショナー*3	ルームエアコンディショナー*3
7	ルームエアコンディショナー*3	ルームエアコンディショナー*3

\*1 温水熱源機は石油従来型温水暖房機とし、定格能力におけるエネルギー消費効率は 83.0%とする。また、断熱配管は採用しないとし、配管が通過する空間は全て若しくは一部が断熱区画外であるものとする

\*2 FF 暖房機の定格能力におけるエネルギー消費効率は 86.0%とする。

\*3 ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分は区分(ろ)とする。

## (2) 複数の暖房設備が設置される場合に評価上想定される暖房設備

当該住戸に1つ以上のダクト式セントラル空調機を設置している場合、評価上想定される暖房設備は、ダクト式セントラル空調機とし、暖房方式は、「住戸全体を暖房する方式」とする。

上記に該当せず、「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、複数の暖房設備が設置される場合、表7.3の(い)欄「評価の優先順位」の高い暖房設備を評価上想定される暖房設備とする。このとき、暖房方式は「居室のみを暖房する方式」とする。

表7.3 暖房設備の評価の順位

(い) 評価の優先順位	(ろ) 暖房設備
1	電気蓄熱暖房器
2	電気ヒーター床暖房
3	ファンコンベクター
4	ルームエアコンディショナー付温水床暖房
5	温水床暖房
6	FF暖房機
7	パネルラジエーター
8	ルームエアコンディショナー

「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、上記（表7.3）によって、暖房設備が温水床暖房、ファンコンベクター又はパネルラジエーターとなる場合において、複数の温水熱源機が設置される場合、以下の手順によって評価上想定する温水熱源機を決定する。

- 1) 温水熱源機にコージェネレーション設備を含む場合は、次の手順に従って評価上想定する温水熱源機又は暖房設備を決定する。
  - a. 同じフロアにある全ての住戸に同一種類かつ同一仕様のコージェネレーション設備が設置されている場合、評価上想定する温水熱源機はコージェネレーション設備とする。
  - b. 上記以外の場合、当該住戸に暖房設備が設置されていないものとして、7.1.1(1)を参照し、評価上想定される暖房設備を当該住戸における暖房設備とする。
- 2) 上記1)に該当せず、給湯温水暖房機を含む場合は、表7.4の(い)欄「評価の優先順位」の高い給湯温水暖房機を評価上想定する温水熱源機とする。
- 3) 上記のすべてに当てはまらない場合は、表7.5の(い)欄「評価の優先順位」の高い温水暖房機を評価上想定する温水熱源機とする。

表 7.4 給湯温水暖房機の評価の順位

(い) 評価の優先順位	(ろ) 温水熱源機の種類
1	電気ヒーター給湯温水暖房機
2	石油従来型給湯温水暖房機
3	ガス従来型給湯温水暖房機
4	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 (給湯熱源：ガス瞬間式、暖房熱源：電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用)
5	石油潜熱回収型給湯温水暖房機
6	ガス潜熱回収型給湯温水暖房機
7	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 (給湯熱源：電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用、暖房熱源：ガス瞬間式)
8	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 (給湯熱源：ヒートポンプ・ガス瞬間式併用、暖房熱源：ヒートポンプ・ガス瞬間式併用)

表 7.5 温水暖房用熱源機の評価の順位

(い) 評価の優先順位	(ろ) 温水熱源機の種類
1	電気ヒーター温水暖房機
2	石油従来型温水暖房機
3	ガス従来型温水暖房機
4	ガス潜熱回収型温水暖房機
5	石油潜熱回収型温水暖房機
6	電気ヒートポンプ温水暖房機

### 7.1.2 各フロアにおける代表的な暖房設備の決定方法

各フロアにおける代表的な暖房設備は、当該フロアの各住戸の暖房設備をもとに、以下の手順で決定する。

- 1) 当該フロアにおける全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、暖房設備が同じ場合、それを当該フロアにおける代表的な暖房設備とし、その仕様は、暖房設備機器に応じて、7.1.3 に従って決定する。
- 2) 上記 1) に該当せず、当該フロアにおいてダクト式セントラル空調機を導入する住戸が 1 つ以上ある場合、当該フロアにおける代表的な暖房設備は「ダクト式セントラル空調機」とし、暖房方式は、「住戸全体を暖房する方式」とする。その仕様は 7.1.3 (1) に従って決定する。
- 3) 上記のいずれにも該当せず、当該フロアにおける各住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、暖房設備が複数ある場合、当該フロアにおける代表的な暖房設備は、表 7.3 の

- (い)欄「評価の優先順位」の高い暖房設備とし、その仕様は、暖房設備機器に応じて、7.1.3 に従って決定する。
- 4) 上記 3) で決定した暖房設備の種類が温水床暖房、ファンコンベクター又はパネルラジエーターの場合、当該フロアにおける代表的な温水熱源機の種類は、次の手順で決定する。なお、その仕様は温水熱源機の種類に応じて 7.1.3 (6) に従って決定する。
- 全ての住戸の温水熱源機の種類が同じ場合は、当該温水熱源機とする。
  - 上記 a に該当せず、給湯温水暖房機を含む場合は、表 7.4 の(い)欄「評価の優先順位」の高い給湯温水暖房機を評価上想定する温水熱源機とする。
  - 上記すべてに当てはまらない場合は、表 7.5 の(い)欄「評価の優先順位」の高い温水暖房機を評価上想定する温水熱源機とする。

### 7.1.3 各フロアにおける代表的な暖房設備の仕様等の決定方法

#### (1) ダクト式セントラル空調機

各フロアにおける代表的なダクト式セントラル空調機の仕様等は、表 7.6 に従って決定する。

表 7.6 各フロアにおける代表的なダクト式セントラル空調機の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
ダクトが通過する空間	ダクト式セントラル空調機を採用する全ての住戸においてダクトの全部が断熱区画内にある場合は、「全て断熱区画内」とする。それ以外は、「全くもしくは一部が断熱区画外」とする。
VAV 方式の採用	ダクト式セントラル空調機を採用する全ての住戸において VAV の機構を有する場合は、「採用する」とする。それ以外は、「採用しない」とする。
全般換気機能の有無	ダクト式セントラル空調機を採用する全ての住戸において全般換気機能を有する場合は、「全般換気機能あり」とする。それ以外は、「全般換気機能なし」とする。
機器の仕様の入力	「入力しない」とする。
設計風量の入力	「入力しない」とする。

## (2) ルームエアコンディショナー

各フロアにおける代表的なルームエアコンディショナーの仕様等は、表 7.7 に従って決定する。エネルギー消費効率について、区分(い)及び(ろ)を満たす条件を表 7.8 に示す。区分(い)若しくは(ろ)の条件を満たさない場合又は仕様が不明な場合は区分(は)とする。

表 7.7 各フロアにおける代表的なルームエアコンディショナーの仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
評価方法の選択	「エネルギー消費効率の区分を入力する」を選択する場合、エネルギー消費効率の区分は、ルームエアコンディショナーを採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、「区分(は)、区分(ろ)、区分(い)」の順に優先して決定する。なお、エネルギー消費効率の区分を評価しない場合又は仕様が不明な場合は、「評価しない」を選択する。
小能力時高効率型コンプレッサーの搭載	ルームエアコンディショナーを採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、小能力時高効率型コンプレッサーを搭載している場合は、「搭載する」とする。それ以外又は仕様が不明な場合は、「搭載しない」とする。

表 7.8 ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分(い)及び(ろ)を満たす条件

定格冷房能力の区分	ルームエアコンディショナーの定格冷房エネルギー消費効率が満たす条件	
	区分(い)	区分(ろ)
2.2kW 以下	5.13 以上	4.78 以上
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上	4.62 以上
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上	4.47 以上
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上	4.27 以上
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上	4.07 以上
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上	3.87 以上
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上	3.62 以上
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上	3.36 以上
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上	3.06 以上
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上	2.71 以上
6.3kW を超える	2.42 以上	2.31 以上

### (3) FF 暖房機

各フロアにおける代表的な FF 暖房機の仕様等は、表 7.9 に従って決定する。

表 7.9 各フロアにおける代表的な FF 暖房機の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
評価方法の選択	「エネルギー消費効率を入力する」を選択する場合、定格能力におけるエネルギー消費効率は、FF 暖房機を採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、複数ある仕様のうち、最も小さい値とする。なお、エネルギー消費効率を評価しない場合又は仕様が不明な場合は、「評価しない」を選択する。

### (4) 電気ヒーター床暖房

各フロアにおける代表的な電気ヒーター床暖房の仕様等は、表 7.10 に従って決定する。

表 7.10 各フロアにおける代表的な電気ヒーター床暖房の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
敷設率	電気ヒーター床暖房を採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、複数ある仕様のうち、最も小さい値とする。
床の断熱（上面放熱率）	電気ヒーター床暖房を採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、複数ある仕様のうち、最も小さい値とする。

### (5) 電気蓄熱暖房器

各フロアにおける代表的な電気蓄熱暖房器の仕様等は、評価の際に入力が求められないため、決定は不要である。

## (6) 温水暖房

各フロアにおける代表的な温水暖房に用いる温水暖房機の仕様は、表 7.11 に従って決定する。

表 7.11 各フロアにおける代表的な温水暖房機の仕様の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
配管断熱の採用	温水暖房機を採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、温水暖房の配管の全部を断熱している場合は、「採用する」とする。それ以外は、「採用しない」とする。
配管が通過する空間	温水暖房機を採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、温水暖房の配管の全部が断熱区画内にある場合は、「全て断熱区画内」とする。それ以外は、「全てもしくは一部が断熱区画外」とする。
省エネルギー対策の有無および種類 <sup>*1</sup>	「当該機器の仕様から省エネルギー効果を評価する」を選択する場合、定格能力におけるエネルギー消費効率は、温水暖房機を採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、複数ある仕様のうち、最も小さい値とする。なお、定格能力におけるエネルギー消費効率を評価しない場合又は仕様が不明な場合は、「評価しない」を選択する。

\*1 ここで該当する温水熱源機の種類は、温水暖房専用型の石油従来型、ガス従来型、ガス潜熱回収型である。給湯・温水暖房一体型の各機器については、7.5.3 を参照のこと。

## (7) ルームエアコンディショナー付温水床暖房

各フロアにおける代表的なルームエアコンディショナー付温水床暖房の仕様は、表 7.12 に従って決定する。

表 7.12 各フロアにおける代表的なルームエアコンディショナー付温水床暖房の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
敷設率	電気ヒーター床暖房を採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、複数ある仕様のうち、最も小さい値とする。
床の断熱（上面放熱率）	電気ヒーター床暖房を採用する全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、複数ある仕様のうち、最も小さい値とする。

## 7.2 冷房設備

### 7.2.1 各住戸における冷房設備の決定方法

各住戸（単位住戸）における冷房設備の決定方法の概要を図 7.2 に示す。先ず、当該住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、冷房設備が設置されているかを確認し、冷房設備が設置されていない場合、又は、評価可能な冷房設備（ダクト式セントラル空調機及びルームエアコンディショナー）以外を設置する場合は、エネルギー消費効率の区分(ろ)のルームエアコンディショナーを当該住戸における冷房設備とする（7.2.1 (1)）。

「主たる居室」及び「その他の居室」に冷房設備が設置されている場合は、居室ごとに設置される冷房設備が 1 種類のみか複数あるかを確認し、複数設置される場合は、7.2.1 (2) を参照し、評価上想定される冷房設備を当該住戸における冷房設備とする。

「主たる居室」及び「その他の居室」それぞれについて、設置される冷房設備が 1 種類のみの場合は、当該冷房設備を当該住戸における冷房設備とする。

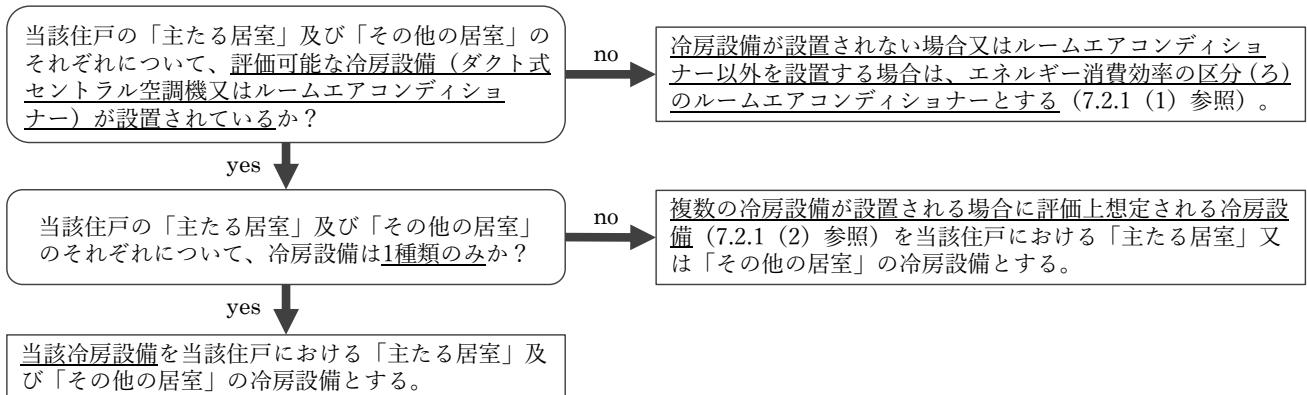


図 7.2 各住戸における冷房設備の決定方法の概要

#### (1) 冷房設備が設置されない場合等に評価上想定される冷房設備

「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、冷房設備機器を設置しない場合、又は、評価可能な冷房設備（ダクト式セントラル空調機及びルームエアコンディショナー）以外を設置する場合、評価上想定される冷房設備機器は、エネルギー消費効率の区分(ろ)のルームエアコンディショナーとする。

#### (2) 複数の冷房設備が設置される場合に評価上想定される冷房設備

当該住戸に複数の冷房設備機器、すなわち、ダクト式セントラル空調機とルームエアコンディショナーを設置している場合、評価上想定される冷房設備機器は、ダクト式セントラル空調機とし、冷房方式は、

「住戸全体を冷房する方式」とする。

### 7.2.2 各フロアにおける代表的な冷房設備の決定方法

各フロアにおける代表的な冷房設備は、当該フロアの各住戸の冷房設備をもとに、以下の手順で決定する。

- 1) 当該フロアにおける全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれについて、冷房設備が同じ場合、それらを当該フロアにおける代表的な冷房設備とし、その仕様は、冷房設備に応じて、7.2.3 に従って決定する。
- 2) 上記 1) に該当せず、当該フロアにおいてダクト式セントラル空調機を導入する住戸が 1 つ以上ある場合、当該フロアにおける代表的な冷房設備は「ダクト式セントラル空調機」とし、冷房方式は、「住戸全体を冷房する方式」とする。その仕様は 7.2.3 (1) に従って決定する。

### 7.2.3 各フロアにおける代表的な冷房設備の仕様の決定方法

#### (1) ダクト式セントラル空調機

各フロアにおける代表的なダクト式セントラル空調機の仕様等は、7.1.3 (1) の表 7.6 に従って決定する。

#### (2) ルームエアコンディショナー

各フロアにおける代表的なルームエアコンディショナーの仕様等は、7.1.3 (2) の表 7.7 に従って決定する。

## 7.3 換気設備

### 7.3.1 各住戸における換気設備の決定方法

各住戸（単位住戸）における換気設備の決定方法の概要を図 7.3 に示す。当該住戸に設置される換気設備が 1 種類のみか複数あるかを確認し、1 種類のみの場合は、その換気設備を当該住戸における換気設備とする。複数ある場合の当該住戸の換気設備は、個別に算定した比消費電力を比較して最も大きい値となる換気設備とするか、表 7.13 に該当する換気設備のうち比消費電力を比較して最も大きい値となる換気設備を当該住戸における換気設備としても良い。

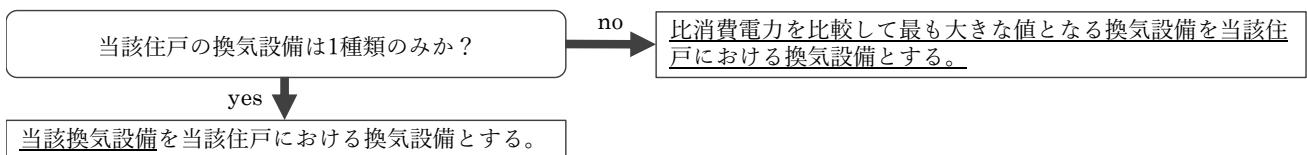


図 7.3 各住戸における換気設備の決定方法の概要

表 7.13 換気設備の仕様

換気設備			
全般換気設備の種類	ダクトの内径	電動機の種類	比消費電力
ダクト式第一種換気設備 (熱交換型換気設備)	全てが 75mm 以上	直流	0.32
		交流又は「直流と交流の併用」	0.49
	上記以外	直流又は交流	0.70
ダクト式第一種換気設備	全てが 75mm 以上	直流	0.23
		交流又は「直流と交流の併用」	0.35
	上記以外	直流又は交流	0.50
ダクト式第二種換気設備 又は ダクト式第三種換気設備	全てが 75mm 以上	直流	0.14
	全てが 75mm 以上	交流又は「直流と交流の併用」	0.24
	上記以外	直流又は交流	0.40
壁付け式第一種換気設備 (熱交換型換気設備)			0.70
壁付け式第一種換気設備			0.40
壁付け式第二種換気設備			0.30
壁付け式第三種換気設備			0.30

### 7.3.2 各フロアにおける代表的な換気設備の決定方法

各フロアにおける代表的な換気設備は、当該フロアにおける各住戸の換気設備をもとに、以下の手順で決定する。また、代表的な換気設備の仕様等は、表 7.14 及び表 7.15 に従って決定する。

- 1) 当該フロアにおける全ての住戸の換気設備（換気設備の種類及び仕様）が同じ場合、それを当該フロアにおける代表的な換気設備とする。
- 2) 当該フロアにおける各住戸に異なる換気設備が採用されている場合、それらの比消費電力を比較して最も大きい値となる換気設備を当該フロアにおける代表的な換気設備とする。

表 7.14 各フロアにおける代表的な換気設備の仕様等の決定方法（熱交換換気設備以外の仕様）

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
換気設備の方式	代表的な換気設備に応じて、ダクト式第一種換気設備、ダクト式第二種又はダクト式第三種換気設備、壁付け式第一種換気設備、壁付け式第二種換気設備または壁付け式第三種換気設備から選択する。
評価方法の選択	省エネルギー手法及び比消費電力を評価しない場合又は仕様が不明な場合は、「評価しない」とする。 当該フロアにおける全ての住戸の換気設備がダクト式の場合において、全ての住戸で内径 75mm 以上のダクトのみを使用している場合は「径の太いダクトを使用する」、上記かつ電動機が全て直流モーターの場合は「径の太いダクトを使用し、かつ DC モーターを採用する」とし、「省エネルギー手法を選択する」を選択することができる。 表 7.13 に掲げる比消費電力を用いずに個別に比消費電力を算定している場合は「比消費電力を入力する」を選択することができる。
換気回数	当該フロアにおける各住戸の換気回数を比較し、最も大きい値とする。
第一種換気設備の場合における有効換気量率	代表的な換気設備の方式がダクト式第一種換気設備又は壁付け式第一種換気設備の場合、当該フロアにおける各住戸の有効換気量率を比較し、最も小さい値とする。

表 7.15 各フロアにおける代表的な熱交換換気設備に関する仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
熱交換型換気設備の設置	当該フロアにおける全ての住戸に熱交換換気設備が設置されている場合は「設置する」とし、これに該当しない場合は「設置しない」とする。
温度交換効率	当該フロアにおける全ての住戸の温度交換効率を比較し、最も小さい値とする。
給気と排気の比率による温度交換効率の補正係数	当該フロアにおける全ての住戸の給排気比率による温度交換効率の補正係数を比較し、最も小さい値とする。または、0.90 とする。
排気過多時における住宅外皮経由の漏気による温度交換効率の補正係数	当該フロアにおける全ての住戸の漏気による温度交換効率の補正係数を比較し、最も大きい値とする。または、1.00 とする。

## 7.4 照明設備

### 7.4.1 各住戸における照明設備の決定方法

各住戸（単位住戸）における「主たる居室」、「その他の居室」及び「非居室」のそれぞれについて、照明設備を設置しない場合、当該住戸における照明設備は表 7.16 とする。照明設備を設置する場合、設置する照明器具の種類や制御等に従って当該住戸における照明設備を決定する。

表 7.16 照明設備を設置しない場合の当該住戸における照明設備

項目	内容
照明器具の種類	いずれかの機器において白熱灯を使用している
調光が可能な制御 <sup>*1</sup>	採用しない
人感センサー <sup>*2</sup>	採用しない

\*1 調光が可能な制御は「主たる居室」及び「その他の居室」が対象。\*2 人感センサーは「非居室」が対象。

### 7.4.2 各フロアにおける代表的な照明設備の決定方法

各フロアにおける代表的な照明器具の種類は、以下の手順で決定する。また照明制御等は表 7.17 に従って決定する。

- 1) 当該フロアにおける全ての住戸の「主たる居室」、「その他の居室」及び「非居室」のそれぞれについて、照明器具の種類が同じ場合、それを当該フロアにおける代表的な照明器具とする。
- 2) 当該フロアにおける各住戸の「主たる居室」、「その他の居室」及び「非居室」のそれぞれについて、異なる照明設備が採用されている場合、次の手順で決定する。
  - a. 当該フロアにおいて白熱灯を使用している住戸が 1 以上ある場合、当該フロアにおける代表的な照明器具の種類は、「いずれかの機器において白熱灯を使用している」とする。
  - b. 上記 a に該当しない場合、当該フロアにおける代表的な照明器具の種類は、「すべての機器において白熱灯以外を使用している」とする。

表 7.17 各フロアにおける代表的な照明制御等の決定方法

照明制御等の項目 (プログラムに入力する項目)	照明制御等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
多灯分散型照明方式の採用	当該フロアにおける全ての住戸の「主たる居室」において多灯分散型照明方式を採用している場合、「採用する」とする。これに該当しない場合は、「採用しない」とする。
調光が可能な制御	当該フロアにおける全ての住戸の「主たる居室」及び「その他の居室」のそれぞれにおいて調光が可能な制御を採用している場合、「採用する」とする。これに該当しない場合は、「採用しない」とする。
人感センサー	当該フロアにおける全ての住戸の「非居室」において人感センサーを採用している場合、「採用する」とする。これに該当しない場合は、「採用しない」とする。

## 7.5 給湯設備

### 7.5.1 各住戸における給湯設備の決定方法

各住戸（単位住戸）における給湯設備の決定方法の概要を図 7.4 に示す。

先ず、当該住戸に給湯設備が設置されているかを確認し、給湯設備が設置されていない場合、又は、評価方法を定めていない給湯設備を設置する場合は、7.5.1 (1) を参照し、評価上想定される給湯設備を当該住戸における給湯設備とする。

給湯設備が設置されている場合は、給湯設備が 1 種類のみか複数あるかを確認し、複数設置される場合は、7.5.1 (2) を参照し、評価上想定される給湯設備を当該住戸における給湯設備とする。

設置される暖房設備が 1 種類のみの場合は、当該給湯設備を当該住戸における給湯設備とする。ただし、コージェネレーション設備が該当する場合は、同じフロアにある全ての住戸に同一種類かつ同一仕様のコージェネレーション設備が設置されていなければ、暖房設備が設置されていないものとして当該住戸における給湯設備を決定する（7.5.1 (1) を参照）。

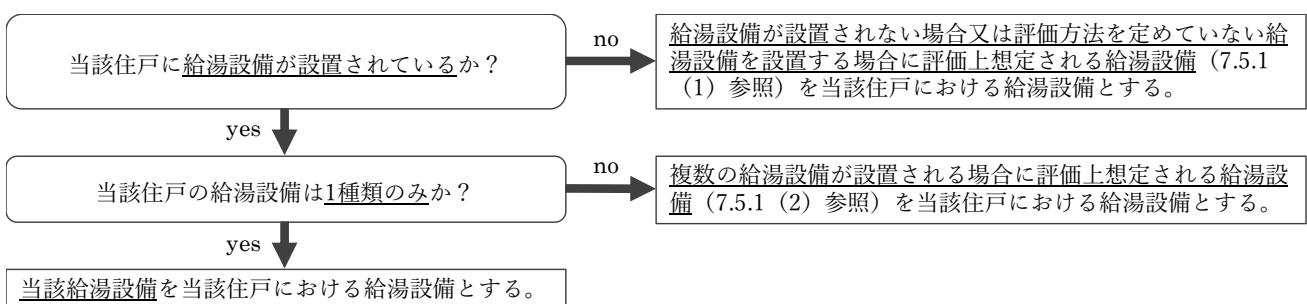


図 7.4 各住戸における給湯設備の決定方法の概要

## (1) 給湯設備が設置されない場合等に評価上想定される給湯設備

給湯設備が設置されない場合又は評価方法を定めていない給湯設備を設置する場合は、地域の区分に応じて表 7.18 に示す評価上想定される給湯設備が設置されるものとする。なお、給湯機は設置せず、節湯措置を行っている場合は、各住戸における給湯設備の節湯措置とすることができます。

表 7.18 給湯設備を設置しない場合又は評価方法を定めていない給湯設備を設置する場合に評価上想定される給湯設備

地域の区分	評価上想定される給湯設備	効率
1	石油従来型給湯機*	0.813
2	石油従来型給湯機*	0.813
3	石油従来型給湯機*	0.813
4	石油従来型給湯機*	0.813
5	ガス従来型給湯機*	0.782
6	ガス従来型給湯機*	0.782
7	ガス従来型給湯機*	0.782
8	ガス従来型給湯機*	0.782

\* ふろ機能の種類は、「ふろ給湯器（追焚あり）」とする。

## (2) 複数の給湯設備が設置される場合に評価上想定される給湯設備

複数の給湯設備が設置される場合、以下の手順によって評価上想定する給湯設備を決定する。

- 1) コージェネレーション設備を含む場合は、次の手順に従って評価上想定する温水熱源機又は暖房設備を決定する。
  - a. 同じフロアにある全ての住戸に同一種類かつ同一仕様のコージェネレーション設備が設置されている場合、評価上想定する給湯設備は当該コージェネレーション設備とする。
  - b. 上記以外の場合、当該住戸に給湯設備が設置されていないものとして、7.5.1 (1) を参照し、評価上想定される給湯設備を当該住戸における給湯設備とする。
- 2) 上記 1)に該当しない場合、表 7.19 の(い)欄「評価の優先順位」の高い給湯設備を評価上想定する。
- 3) 上記のいずれにも該当しない場合、表 7.20 の(い)欄「評価の優先順位」の高い給湯設備を評価上想定する。

表 7.19 給湯温水暖房機の評価の順位

(い) 評価の優先順位	(ろ) 暖房設備
1	電気ヒーター給湯温水暖房機
2	石油従来型給湯温水暖房機
3	ガス従来型給湯温水暖房機
4	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 (給湯熱源：ガス瞬間式、暖房熱源：電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用)
5	石油潜熱回収型給湯温水暖房機
6	ガス潜熱回収型給湯温水暖房機
7	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 (給湯熱源：電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用、暖房熱源：ガス瞬間式)
8	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機 (給湯熱源：電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用、暖房熱源：電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用)

表 7.20 給湯機の評価の順位

(い) 評価の優先順位	(ろ) 暖房設備
1	電気ヒーター給湯機
2	ガス従来型給湯機
3	石油従来型給湯機
4	ガス潜熱回収型給湯機
5	石油潜熱回収型給湯機
6	電気ヒートポンプ給湯機
7	その他の給湯設備機器

### 7.5.2 各フロアにおける代表的な給湯設備の決定方法

各フロアにおける代表的な給湯設備は、当該フロアの各住戸の給湯設備をもとに、以下の手順で決定する。

- 1) 当該フロアにおける全ての住戸の給湯設備が同じ場合、それを当該フロアにおける代表的な給湯設備とし、その仕様等は、7.5.3 に従って決定する。
- 2) 当該フロアにおける各住戸によって給湯設備が異なる場合、表 7.19 の(い)欄「評価の優先順位」の高い給湯設備を当該フロアにおける代表的な給湯設備とし、その仕様等は、7.5.3 に従って決定する。
- 4) 上記のいずれにも該当しない場合、表 7.20 の(い)欄「評価の優先順位」の高い給湯設備を当該フロアにおける代表的な給湯設備とし、その仕様等は、7.5.3 に従って決定する。

### 7.5.3 各フロアにおける代表的な給湯設備の仕様等の決定方法

#### (1) ガス従来型給湯機及びガス潜熱回収型給湯機

各フロアにおける代表的なガス従来型給湯機及びガス潜熱回収型給湯機の仕様等は、表 7.21 に従って決定する。

表 7.21 各フロアにおける代表的なガス従来型給湯機及びガス潜熱回収型給湯機の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
評価方法の選択	熱源機の効率を評価しない又は効率が不明の場合、「評価しない」とする。 熱源機の効率を評価する場合、「効率（エネルギー消費効率又はモード熱効率）を入力する」とし、当該フロアにおける各住戸における給湯機の効率（エネルギー消費効率又はモード熱効率）を比較し、最も小さい値を入力する。

#### (2) 石油従来型及び石油潜熱回収型給湯機

各フロアにおける代表的な石油従来型及び石油潜熱回収型給湯機の仕様等は、表 7.22 に従って決定する。

表 7.22 各フロアにおける代表的な石油従来型及び石油潜熱回収型給湯機の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
評価方法の選択	熱源機の効率を評価しない又は効率が不明の場合、「評価しない」とする。 熱源機の効率を評価する場合、「効率（熱効率又はモード熱効率）を入力する」とし、当該フロアにおける各住戸における給湯機の効率を比較し、最も小さい値を入力する。

#### (3) 電気ヒートポンプ給湯機（CO<sub>2</sub> 冷媒）（太陽熱利用給湯設備を使用しないもの）

各フロアにおける代表的な電気ヒートポンプ給湯機（CO<sub>2</sub> 冷媒）（太陽熱利用給湯設備を使用しないもの）の仕様等は、表 7.23 に従って決定する。

表 7.23 各フロアにおける代表的な電気ヒートポンプ給湯機（CO<sub>2</sub>冷媒）（太陽熱利用給湯設備を使用しないもの）の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
評価方法の選択	熱源機の効率を評価しない又は効率が不明の場合、「評価しない」とする。 熱源機の効率を評価する場合、「効率（JIS 効率又は M1 スタンダードに基づく JIS 相当効率（認定機種のみ））を入力する」とし、当該フロアにおける各住戸における給湯機の効率を比較し、最も小さい値を入力する。

#### (4) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機

各フロアにおける代表的な電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の仕様等は、表 7.24 に従って決定する。

表 7.24 各フロアにおける代表的な電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の指定	熱源機の種類が電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の場合、当該フロアの全ての住戸に同じ品番の電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機が採用されている場合、「品番を入力する」を選択することができる。上記以外、又は、品番による性能の違いを評価しない場合、若しくは品番が不明の場合は、「品番を入力しない」とする。
冷媒の種類 <sup>*1</sup>	当該フロアにおいて電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機を採用する全ての住戸がフロン系冷媒である場合、「フロン系冷媒」とする。上記以外は、「プロパン系冷媒」とする。
タンク容量 <sup>*1,2</sup>	当該フロアにおいて電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機を採用する全ての住戸が貯湯槽容量 95L 未満である場合、「タンク容量（小）」とする。それ以外は、「タンク容量（大）」とする。

\*1 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の指定において「品番を入力しない」とした場合のみ。

\*2 冷媒の種類において「フロン系冷媒」とした場合のみ。

#### (5) ガス従来型給湯温水暖房機及びガス潜熱回収型給湯温水暖房機

各フロアにおける代表的なガス従来型給湯温水暖房機及びガス潜熱回収型給湯温水暖房機の仕様等は、表 7.25 に従って決定する。

表 7.25 各フロアにおける代表的なガス従来型給湯温水暖房機及びガス潜熱回収型給湯温水暖房機の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
評価方法の選択	熱源機の効率を評価しない又は効率が不明の場合、「評価しない」とする。 熱源機の効率を評価する場合、「効率（暖房部：熱効率 給湯部：エネルギー消費効率、又は、暖房部：熱効率 給湯部：モード熱効率）を入力する」とし、当該フロアにおける各住戸における給湯機の効率を比較し、最も小さい値を入力する。

## (6) 石油従来型給湯温水暖房機

各フロアにおける代表的な石油従来型給湯温水暖房機の仕様等は、表 7.26 に従って決定する。

表 7.26 各フロアにおける代表的な石油従来型給湯温水暖房機の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
評価方法の選択	熱源機の効率を評価しない又は効率が不明の場合、「評価しない」とする。 熱源機の効率を評価する場合、「効率（暖房部：熱効率 給湯部：熱効率、又は、暖房部：熱効率 給湯部：モード熱効率）を入力する」とし、当該フロアにおける各住戸における給湯機の効率を比較し、最も小さい値を入力する。

## (7) 石油潜熱回収型給湯温水暖房機

各フロアにおける代表的な石油潜熱回収型給湯温水暖房機の仕様等は、表 7.27 に従って決定する。

表 7.27 各フロアにおける代表的な石油潜熱回収型給湯温水暖房機の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
評価方法の選択	熱源機の効率を評価しない又は効率が不明の場合、「評価しない」とする。 熱源機の効率を評価する場合、「効率（給湯部：熱効率、又は、給湯部：モード熱効率）を入力する」とし、当該フロアにおける各住戸における給湯機の効率を比較し、最も小さい値を入力する。

## (8) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機

各フロアにおける代表的な電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機の仕様等は、表 7.28 に従って決定する。

表 7.28 各フロアにおける代表的な電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
熱源構成	当該フロアにおいて電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機を採用する全ての住戸の熱源構成が「暖房部：電気ヒートポンプ・ガス、給湯部：電気ヒートポンプ・ガス」の場合、その熱源構成とする。 上記以外の場合、当該フロアにおいて電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機を採用する住戸のうち、熱源構成が「暖房部：電気ヒートポンプ・ガス、給湯部：ガス」を含む場合、その熱源構成とする。 上記のいずれにも該当しない場合、熱源構成は「暖房部：電気ヒートポンプ・ガス、給湯部：電気ヒートポンプ・ガス」とする。
タンクユニットの設置場所	当該フロアにおける熱源構成が「暖房部：電気ヒートポンプ・ガス、給湯部：ガス」の全ての住戸においてタンクユニットを屋内に設置する場合、「タンクユニットを屋内に設置する」とする。上記以外は、「タンクユニットを屋外に設置する」とする。
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機の区分	当該フロアにおける熱源構成が「電気ヒートポンプ・ガス、給湯部：電気ヒートポンプ・ガス」の全ての住戸においてタンク容量が160L以上の場合、「区分2」とする。上記以外は、「区分1」とする。
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機の指定	熱源構成が「暖房部：ガス、給湯部：電気ヒートポンプ・ガス」の場合、次の手順によって決定する。 当該フロアにおける全ての住戸に同じ品番の電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機が採用されている場合、「品番を入力する」を選択することができる。上記以外、又は、品番による性能の違いを評価しない場合、若しくは、品番が不明の場合、「品番を入力しない」とする。
冷媒の種類 <sup>*1</sup>	熱源構成が「暖房部：ガス、給湯部：電気ヒートポンプ・ガス」の場合、次の手順によって決定する。 当該フロアにおいて電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機を採用する全ての住戸がフロン系冷媒である場合、「フロン系冷媒」とする。上記以外は、「プロパン系冷媒」とする。
タンク容量 <sup>*1</sup>	熱源構成が「暖房部：ガス、給湯部：電気ヒートポンプ・ガス」の場合、かつ、冷媒の種類が「フロン系冷媒」の場合、次の手順によって決定する。 当該フロアにおいて電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機を採用する全ての住戸が貯湯槽容量95L未満である場合、「タンク容量(小)」とする。それ以外は、「タンク容量(大)」とする。

\*1 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機の指定において「品番を入力しない」とした場合のみ。

## (9) その他

各フロアの代表的な給湯設備に関するその他の仕様等は表 7.29 に従って決定する。

表 7.29 各フロアにおける代表的な給湯設備に関するその他の仕様等の決定方法

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
給湯設備・浴室等の有無	当該フロアの全ての住戸に浴室等がない場合、「給湯設備がある（浴室等がない）」とする。上記以外は、「給湯設備がある（浴室等がある）」とする。
熱源機の分類	当該フロアの代表的な給湯設備に応じて選択する。
熱源機の種類	当該フロアの代表的な給湯設備に応じて選択する
ふろ機能の種類	当該フロアにおける全ての住戸が給湯単能機の場合、「給湯単能機」とする。上記以外において、当該フロアにおける各住戸のふろ機能の種類のうち、ふろ給湯器（追焚あり）を含む住戸が 1 つでもある場合、「ふろ給湯器（追焚あり）」とする。上記のいずれにも該当しない場合、「ふろ給湯器（追焚なし）」とする。
配管方式	当該フロアにおける全ての住戸がヘッダー方式の場合、「ヘッダー方式」とする。上記以外は、「先分岐方式」とする。
ヘッダー分岐後の配管径	当該フロアにおける全ての住戸においてヘッダー分岐後のすべての配管径が 13A 以下の場合、「ヘッダー分岐後の全ての配管径が 13A 以下」とする。上記以外は、「ヘッダー分岐後のいずれかの配管径が 13A より大きい」とする。
台所水栓	当該フロアにおける各住戸の台所水栓のうち、2 バルブ水栓を含む住戸が 1 つでもある場合、「2 バルブ水栓」とする。上記以外は、「2 バルブ水栓以外のその他の水栓」とする。
台所水栓における手元止水機能	当該フロアにおける全ての住戸において台所水栓に手元止水機能を採用している場合、「採用する」とする。上記以外は、「採用しない」とする。
台所水栓における水優先吐水機能	当該フロアにおける全ての住戸において台所水栓に水優先吐水機能を採用している場合、「採用する」とする。上記以外は、「採用しない」とする。
浴室シャワー水栓	当該フロアにおける各住戸の浴室シャワー水栓のうち、2 バルブ水栓を含む住戸が 1 つでもある場合、「2 バルブ水栓」とする。上記以外は、「2 バルブ水栓以外のその他の水栓」とする。
浴室シャワー水栓における手元止水機能	当該フロアにおける全ての住戸において浴室シャワー水栓に手元止水機能を採用している場合、「採用する」とする。上記以外は、「採用しない」とする。
浴室シャワー水栓における小流量吐水機能	当該フロアにおける全ての住戸において浴室シャワー水栓に小流量吐水機能を採用している場合、「採用する」とする。上記以外は、「採用しない」とする。

表 7.29 各フロアにおける代表的な給湯設備に関するその他の仕様等の決定方法（つづき）

仕様等の項目 (プログラムに入力する項目)	仕様等の決定方法 (プログラムに入力する内容)
洗面水栓	当該フロアにおける各住戸の洗面水栓のうち、2バルブ水栓を含む住戸が1つでもある場合、「2バルブ水栓」とする。上記以外は、「2バルブ水栓以外のその他の水栓」とする。
洗面水栓における水優先吐水機能	当該フロアにおける全ての住戸において洗面水栓に水優先吐水機能を採用している場合、「採用する」とする。上記以外は、「採用しない」とする。
浴槽の保温措置	当該フロアにおける全ての住戸において高断熱浴槽を使用している場合、「高断熱浴槽を使用する」とする。上記以外は、「高断熱浴槽を使用しない」とする。

## 7.6 コージェネレーション設備

各フロアにおける代表的な暖房設備、又は、各フロアにおける代表的な給湯設備、若しくはその両方において、コージェネレーション設備が採用されている場合は、そのコージェネレーション設備の種類・仕様に応じて一次エネルギー消費量を評価する。

## 7.7 太陽光発電設備

太陽光発電設備は、「設置しない」とする。

## 7.8 太陽熱利用設備

液体集熱式太陽熱利用設備及び空気集熱式太陽熱利用設備は、「設置しない」とする。

## 7.9 その他

蓄熱は、「利用しない」とする。

通風を確保する措置は、「なし」とする。

床下空間を経由して外気を導入する換気方式は、「利用しない」とする。